

公立大学法人秋田公立美術大学海外の大学および
研究機関等との協定に関する規程

平成27年5月22日

規程第17号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学国際交流基本方針に基づき、秋田公立美術大学（以下「本学」という。）と海外の大学および研究機関等（以下「海外の大学等」という。）との国際交流協定（以下「協定」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協定は、双方における教育水準および学術研究の向上を図り、教職員および学生の国際的な学術交流を積極的に推進し、もって本学の国際化に資することを目的とする。

(選定条件)

第3条 前条の目的を達成するため、協定を締結しようとする海外の大学等は、次の基準により選定する。

- (1) 本学の基本理念および国際交流における目的を理解し共有できること。
- (2) 本学の学生および教職員等の交流や学術研究の推進が特に期待できること。
- (3) 本学および地域の文化交流の促進と貢献が特に期待できること。
- (4) 交流に当たり、健全かつ安全、安心であると認められること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、本学の国際化に寄与すると認められること。

(選定方法および決定)

第4条 協定を締結しようとする海外の大学等は、秋田公立

美術大学学則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第1号。以下「学則」という。）第5条の2に規定する国際交流センターからの推薦を受け、理事長が、理事会の議を経て、これを決定する。

（協定の種類）

第5条 協定の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本学と海外の大学等との間で締結する大学間交流協定
- (2) 本学の学部もしくは大学院又は特定の専攻もしくは学則第5条に規定する美術教育センターと海外の大学等又は海外の大学等の特定部局との間で締結する部局（専攻）間協定
- (3) 限定的又は短期間の交流事業協定

（協定の内容および有効期限）

第6条 協定の内容は、協定締結先との協議により決定する。

2 協定の有効期間は、協定締結先との協議により決定する。ただし、5年間を超えることはできない。

3 協定の有効期間は、協定締結先との協議により、協定の有効期間を更新することができる。

（協定の停止又は破棄）

第7条 協定締結後、協定締結先が、第3条に定める基準に合致しないと判明したときは、当該協定を停止または破棄する。

2 協定締結先が所在する地域において、紛争の発生、伝染性疾病のまん延等、健全かつ安全、安心に国際交流事業を遂行することができないと判断できる事由が発生したときは、当該協定を停止又は破棄することができる。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、海外の大学等との協定に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年5月22日から施行する。

附 則（平成29年4月1日規程第10号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年11月27日規程第14号）

この規程は、平成30年11月27日から施行する。

